

利用料金表（訪問介護）

H30.4.1

単位:円

サービス種類	介護保険 訪問介護サービス									長崎市指定介護予防・日常生活支援総合事業			
	身体介護				生活援助		身体介護に引き続き生活援助を行った場合			介護予防訪問介護相当サービス(月額)			生活援助サービス
対象となる介護度	要介護1～5									要支援1・2 事業対象者		要支援2のみ	事業対象者
	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	以降30分 増す毎に	20分以上 45分未満	45分以上	20分以上 45分未満	45分以上	70分以上	週1回	週2回	週3回 以上	45分以上
サービス利用料 (1割負担)	253	402	587	85	185	228	67	135	202	1,192	2,384	3,782	214
加算項目	特定事業所 加算(Ⅱ)	25	40	59	8	18	22	7	13	20	/	/	/
	処遇改善 加算(Ⅱ)	28	44	65	9	20	25	7	15	22	120	239	378
1回あたりの 自己負担額(合計)	306	486	711	102	223	275	82	163	245	1,312	2,623	4,160	235

※ 端数処理により本表と実際の金額が若干異なる場合があります。

☆特定事業所加算は訪問介護サービスのみです。

※ 介護予防訪問介護相当サービスは、月額となります。

※ 特定事業所加算(Ⅱ)☆は基本単位数に、処遇改善加算(Ⅱ)総単位数にそれぞれ10%の加算となります。

※ ヘルパー2人態勢となった場合は表示してある金額の2倍となります。(身体介護のみ)

※ 初めてサービスをご利用いただいた月※に初回加算(224円)が加算されます。

注 要支援1・2、事業対象者から要介護1～5(要介護から要支援・事業対象者の場合も同様)へ介護度が変更になった場合や、最後にサービス利用してから長期入院などで2か月以上利用が無かった場合も初回加算が加算されます。

※ ヘルパー訪問時に特段の理由がなく、不在等でキャンセルとなった場合にはキャンセル料(1,000円)を頂きます。

※ 利用者、ご家族の要請により予め予定されていない訪問介護を緊急で行った場合には緊急時訪問介護加算(112円)が加算されます。

※ その他、対象者には生活機能向上連携加算(112円～224円)が加算されます。

※ 所得に応じて介護負担割合が変更となります。「介護保険負担割合証」をご確認ください。

※ 原爆被爆者手帳をお持ちの方で非課税世帯の方は、長崎市役所原爆被爆対策部に申請し「低所得被爆者訪問介護利用助成受給者証」を提示することにより自己負担額分の助成を受けることができます。